第七条に次の一項を加える。

2　施設等受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、様式第十一号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、施設等受給者に係る中学校修了前の施設入所等児童が十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、この限りでない。

第八条中「第六条第一項」の下に「若しくは第四項（同項第二号に該当する場合に限る。）」を加える。

第九条中「第十二条」を「第十二条第一項」に、「様式第六号」を「様式第十二号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第十二条第二項に規定する未支払の児童手当を施設入所等児童であつた者に受けさせようとする者は、様式第十三号による請求書を市町村長に提出しなければならない。

第九条の次に次の一条を加える。

（小規模住居型児童養育事業を行う者又は障害児入所施設等の設置者の請求書等の提出）

第九条の二　この省令の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者又は障害児入所施設等の設置者が行う請求書又は届書の提出は、当該小規模住居型児童養育事業を行う住居又は障害児入所施設等ごとに行わなければならない。

第十条中「受給者」を「一般受給者若しくは施設等受給者」に改める。

第十二条第一項の表を次のように改める。

第一条の四第一項	法第七条第一項	法第十七条第一項の規定によつて読み替えられる法第七条第一項	第二条第一項 第三条第一項 第四条第一項 第五条第一項 第六条第一項及び第二項 第七条第一項 第九条第一項
	市町村長	法第十七条第一項の規定によつて読み替えられる法第七条第一項の認定をする者	市町村長
第一条の四第二項第一号	支給要件児童のうちに一般受給資格者（法第七条第一項に規定する一般受給資格者をいう。以下同じ。）がある場合（一般受給資格者が、法人であつて、主たる事務所の所在地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域外に住所を有する児童（法第三条第三項に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。）を除く。以下この項、第二条第二項、第五条第一項及び第六条第二項において同じ。）があるときは、当該児童	公務員である一般受給資格者（法第七条第一項に規定する一般受給資格者をいう。以下同じ。）及び児童（施設入所等児童（法第三条第三項に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。）を除く。以下この項、第二条第二項、第五条第一項及び第六条第二項において同じ。）	法第十七条第一項の規定によつて読み替えられる法第七条第一項の認定をする者
第一条の四第二項第八号	一般受給資格者（未成年後見人であり、かつ、法人である場合を除く。）がその年（一月から五月までの月分の児童手当については、前年とする。）の一月一日において住所を有しなかつたときは、一般受給資格者の区域内に住所を有しなかつた	一般受給資格者若しくは施設等受給者	法第十七条第一項の規定によつて読み替えられる法第七条第一項の認定をする者

第十条 第十一条			
第五条第一項	氏名（法人にあつては、その名称）		氏名
第六条第一項	住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）の市町村の区域内において住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		住所
第六条第三項	前項	当該児童が、一般受給者の住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）の市町村の区域外に住所を変更したとき又は当該市町村の区域外において住所を変更したとき（次号に該当する場合を除く。）は、	添えなければならない。ただし、第二号に該当する場合には、第一号に掲げる書類を添えることを要しない
		添えなければならない	公務員である一般受給者又は
第十条			前二項
			公務員である一般受給者
		一般受給者若しくは施設等受給者	

第十二条の八の次に次の四条を加える。

（児童手当に係る寄附）

第十二条の九　法第二十二条の二第一項の規定による児童手当に係る寄附の申出は、当該受給資格者に支給する児童手当（施設入所等児童に係る部分を除く。）の額の全部又は一部について行うものとし、市町村長の定める日までに様式第十四号による申出書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。

2　市町村長は、法第二十二条の二第一項の規定による申出により寄附を受けたときは、当該寄附を申し出た受給資格者に対して、次の各号に掲げる事項を通知しなければならない。

一　当該寄附をした者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

二　当該市町村が寄附を受けた旨

三　当該寄附の額

四　当該寄附を受けた年月日

（受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等）

第十二条の十　法第二十二条の三第一項及び第二項の規定による費用の支払の申出は、市町村長の定める日までに様式第十五号による申出書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。

2　法第二十二条の三第一項の学校教育に伴つて必要な厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる費用とする。

一　学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第十一条第二項に規定する学校給食費

二　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する幼稚園又は特別支援学校の幼稚部（第五号において「幼稚園等」という。）の保育料

三　学校教育法に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部（第五号において「義務教育諸学校」という。）の児童又は生徒が各学年の課程において使用する学用品の購入に要する費用

四　児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業の利用に要する費用

五　その他義務教育諸学校又は幼稚園等の学校教育に伴つて必要な費用